

過失の共同正犯

一・本日の相談

お盆休み明けで、いまひとつ休日気分が抜けない午前の勤務を終え、公平は同僚と三人で、昼食に出かけた。東京湾に面するオフィスビルにある当社では、夏のイベントとして花火大会観覧のため社員や家族にオフィスを開放することになっている。同僚Aは、総務部に所属するためイベントの準備で忙しいとぼやくのだが、何を思ったのか、明石の花火大会で起きた死傷事故について公平に尋ねてきた。

同僚A そういえば、いつだったか兵庫県明石市の花火大会で、歩道橋に集まった観客が将棋倒しになり、死傷者が出る事故がありましたね。たしか、あの事故では警察署長の刑事責任が問題になったはずだが、結局有罪になったのですか。

公平 いや、明石市の担当者や警察の現場警備の責任者などは起訴され有罪になりましたが、警察署長と副署長は有罪にはなっていません。

同僚B へー、結局どうなったの？
公平 副署長については、検察が不起

訴にしたため、検察審査会に申立がなされ、三度の起訴相当の議決を経て、指定弁護士によって起訴されるに至りました。なお、署長は途中で亡くなったため、訴追を受けることはありませんでした。

二・事故の概要

公平 平成二三年七月二日、明石市民夏祭りで実施された花火大会で、花火大会会場の公園と最寄り駅を結ぶ歩道橋において、花火大会を終えて駅へ向かう観客と駅から会場へ向かう観客が多数集中し、強度の群衆圧力が生じたことにより折り

重なって転倒した結果、一一名が圧死等により死亡、一八三名が傷害を負うという惨事になりました。

同僚A そんな事故だったのですか。会場の警備や誘導に問題は無かったのですか。

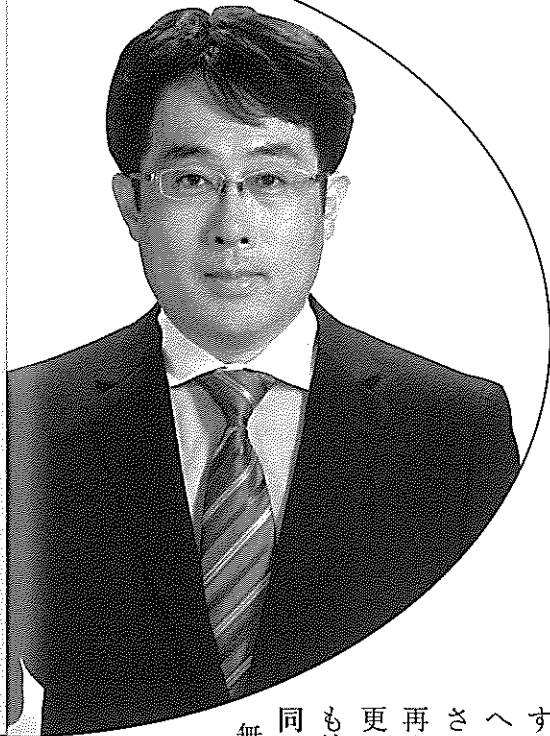
公平 はい、当然そこが問題となり、程なくして実質的な主催者だった明石市の職員三名、明石警察署地域官（現地警備本部指揮官）、警備会社の支社長・警備統括責任者の計五名が業務上過失致死罪で起訴され、有罪となりました。この内、警察署地域官と警備会社支社長は最高裁まで争いましたが、全員の有罪が確定しています。しかし、警察署長ら幹部は起訴されませんでした。

三・検察審査会制度

同僚B 警察署長が責任を負わないのはおかしくないか。

公平 確かに、当日の警察の警備責任者は明石警察署長であり副署長はこれを補佐する立場でした。そのため、検察審査会への申立が行われ、起訴相当の議決がなされましたが、神戸地検の担当検察官は、再度不起訴としました。これに対しては、更に二回申立が行われましたが、いずれも検察は不起訴としています。

同僚B 検察審査会の議決には拘束力は無いの？
公平 はい、当時の検察審査会法では、起訴相当の議決があっても、起訴する



（第23回） 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 志
東京佐藤法律事務所 弁護士 佐藤 篤志
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

の注意義務に共同で違反したこと」により過失の共同正犯が成立する旨判示しています。

同僚A どうして、最高裁は、本件では共同正犯の成立を認めなかったのですか。

公平 地域官と副署長では職務の内容が異なるというのが理由だったようです。

同僚B そんなこと言ったら、組織体の上司と部下では職務内容が異なるのが当たり前だから、会社でも役所でも共同正犯は認められないことにならないか？

公平 難しいところです。大きな事故だっただけに、市民感情としては警察署幹部の責任を問うべきとの考え方も分かりますが、最高裁は詳細な検討の上で共同正犯の成立を否定しています。

ただ、本件は、検察審査会にかかっている間に、五年を経過してしまい、指定弁護士が起訴しようとしたときには公訴時効にかかっていたという事情もあるため、結果の重大性も考えると、いずれにしても意見が分かれる事件だったといえるでしょう。

五・まとめ

今回は、刑法の判例を取り上げました。会社の運営に際しては、刑事法もケアしなければなりませんし、部下の刑事責任を上司がどこまで負うのかという観点で見ると、過失犯の共同正犯の問題は知っておいて良いと考えられます。

以上

権限はあくまでも検察官にあったため、再度不起訴にされれば起訴になることはありませんでした。しかし、その後、検察審査会法が改正され、二回起訴相当の議決があった場合には、強制起訴となり、裁判所の指定する弁護士が検察官の職務を行うこととされました。

本件は、この強制起訴制度が適用された初めてのケースとなり、平成二二年四月二〇日、副署長が起訴されることになりました。ここに至って、ようやく「公訴権の実行に民意を反映させて適正を図る」という検察審査会法の趣旨が実現された訳です。

同僚A 大変なんですね。

四・過失の共同正犯

同僚B でも、裁判では、副署長は無罪になったのでしょうか。

公平 いえ、無罪ではなく、五年の公訴時効を経過しており、有罪となった警察署地域官との共同正犯も成立しないとして免訴（訴訟条件が欠けるため審理を尽くさなく裁判を終了するという形式的裁判の一つ）になりました。

同僚A どういうことですか。

公平 業務上過失致死罪は五年で公訴時効となるのですが、共犯者について既に時効が停止していれば、時効にはかかりません。そこで指定弁護士は、既に有罪となっていた地域官との共同正犯が成立す